

過去5年間の相談件数 **1,500件超!**

アップパートナーズ

ACTIS

税理士・司法書士・行政書士による

# 相続の無料相談会

相続税申告、遺産分割、生前贈与

事前予約制

**3日間開催** 2026年8月

※予約日時によって受付時間が異なりますのでご確認ください。

9:00~21:00 **27**(木) **28**(金) **29**(土)

予約枠

①9:00~

②10:00~

③11:00~

④12:00~

⑤14:00~

⑥15:00~

⑦16:00~

⑧17:00~

⑨18:00~

⑩19:00~

⑪20:00~

※27日(木)は②~⑪の時間帯のみ受付

**会場** 福津市総合文化センター  
カメラステージ  
会議室B

〒811-3304 福津市津屋崎 1-7-2



## 相続に関するこんなお悩みありませんか？

✓ 相財財産がいくらあるか分からず、相続税がかかるかどうか不安…。

✓ 実家の名義変更をしたいが、手続きが複雑で何から始めればよいか分からない…。

✓ 福岡の地価は上昇していると聞く。土地の評価はいくらになるのか？

✓ 親の介護をしているのに、相続は何もしていない兄弟と平等だと、正直納得がいかない…。

✓ 自分が亡くなった後、兄弟や子どもに負担をかけたくないが、何を準備すればいいかわからない…。



## 参加特典

相続の手続き・対策がわかる

「**相続パンフレット**」をプレゼント!



相続相談会ご予約ダイヤル

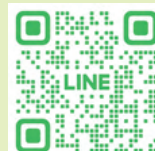
**0120-80-8864**

※他の日程でのお電話、オンライン面談(Zoom、LINE)も随時承っております。お気軽にお問い合わせください。



LINEでご予約

LINEから無料相談会の日程を簡単に予約可能



まだ時間はあると思いませんか？

# 相続税の申告・納税期限は 亡くなってから、10ヵ月です！

相続税は **10ヵ月以内** に税務署への申告と納税（原則現金で一括納付）が必要です。

## 申告・納付が遅れた場合のペナルティ

- × 期限を過ぎると、本来払う必要のない「延滞税・加算税」が課される
- × 遺産分割が決まらなると「配偶者の税額軽減」などの大きな節税特例が使えない
- × 税務署の「独自の財産評価」で、高い税金を請求される恐れがある



期限内の正確な申告がないと、**税務調査の対象**になりやすいです！

- ✓ 相続税の申告は被相続人が亡くなってから **10ヶ月以内** にしなければなりません。
- ✓ 10ヶ月以内に戸籍の収集、相続財産の把握、遺産分割協議、相続税の申告等を行う必要があります。
- ✓ 相続の発生前に対策することで、納税資金の確保や遺産分割をスムーズに行えます。

## 相続税申告・相続手続きの専門家が お悩みにお応えします！



税理士法人アップパートナーズ  
福岡天神・相続事業承継オフィス



税理士法人アップパートナーズ  
福岡天神・相続事業承継オフィス



税理士法人アップパートナーズ  
福岡天神・相続事業承継オフィス

所長／税理士・行政書士  
**豊福 陽子**

税理士  
**寺田 克史**

税理士  
**瀬片 淳二**

### 税理士法人アップパートナーズ

### ■ 福岡天神・相続事業承継オフィス

〒810-0001  
福岡県福岡市中央区天神1-10-20天神ビジネスセンター9階

### 司法書士法人アクティス

#### ■ 天神オフィス

〒810-0001  
福岡県福岡市中央区天神1-10-20天神ビジネスセンター9階



## 相談会に参加した人の声

話しやすさと豊富な知識が  
決め手！



他社とも比較しましたが、一番話しやすく知識も豊富で依頼を決めました。チームで丁寧に対応してくださり、本当に安心です。今後も頼りにしたいと思える税理士さんです。

期限ギリギリの相談にも  
丁寧に対応！費用も抑えられ  
て大満足です！



前の税理士に不安を感じ、期限直前で相談しました。快く対応してくださり、家族全員が納得する形で無事に納税完了。費用も前の所の半分で済み、本当にお願いして良かったです。

不動産売却から相続まで、  
親身なサポートで不安が和ら  
ぎました！



不動産売却の件で親身に相談に乗っていただき、不安が和らぎました。こまめに進捗連絡をくれるので安心感が違います。引き続き、次の相続の件でもお世話になる予定です。

相続相談会ご予約ダイヤル **0120-80-8864** LINEご予約  
QRコードはこちら▶

